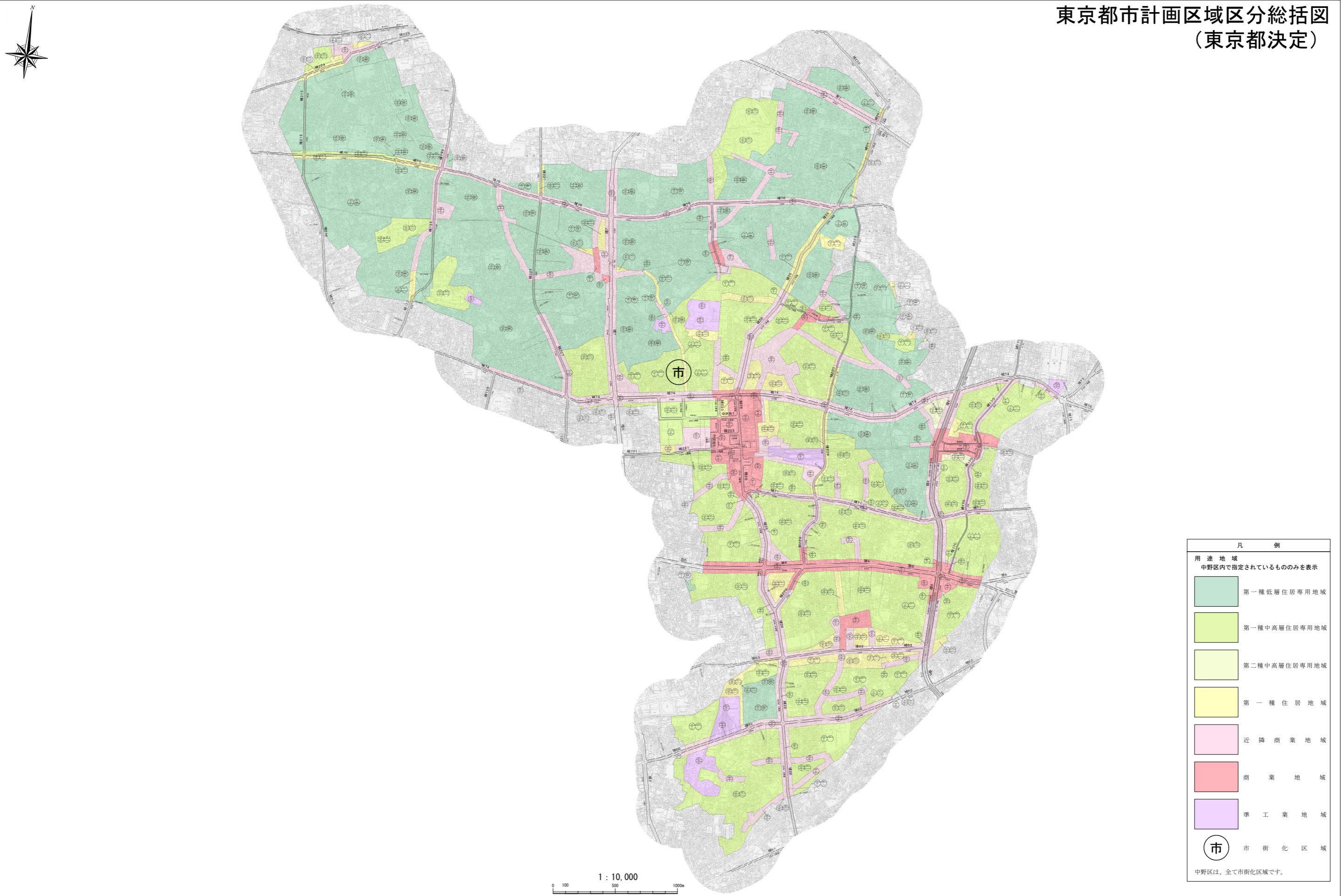


東京都市計画区域区分総括図 (東京都決定)



都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画区域区分

2 理由

本都市計画区域は、都心部からおおむね 15km 圏内に位置し、東京都区部の全域並びに多摩川及び江戸川河口を結ぶ圏内の水面を加えた区域を都市計画区域として定めている。

今回、公有水面の埋立てや道路の整備による地形地物の変更などに伴う区域境界の明確化に対応するため、これらに関する変更を一括して実施する。

都市計画変更を行う区域のうち、江東区及び品川区については、公有水面の埋立しゅん功認可の告示を受けたものを市街化区域へ編入するものである。

江戸川区については、地形地物の変更に伴う区域境界の明確化に対応するため、区域区分の変更を行う。

東京都市計画区域区分の変更（東京都決定）

東京都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分 計画図表示のとおり

理 由

地形地物の変更等に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、区域区分を変更する。

(参考)

人口フレーム

区 分	年 次	(千人)	
		2015 年 (平成 27 年)	2030 年 (令和 12 年)
都市計画区域内人口	9,273	9,956	
市街化区域内人口	9,273	9,956	
配分する人口	9,273	9,956	
保留する人口	—	—	
(特定保留)	—	—	
(一般保留)	—	—	

市街化区域及び市街化調整区域

(ha)

市街化区域	市街化調整区域
58,179.4	4,060.2

変更概要

	変更箇所	変更前	変更後	面積
1	江東区有明三丁目地内	市街化調整区域	市街化区域	約 0.1ha
2	品川区東品川二丁目地内	市街化調整区域	市街化区域	約 0.4ha
3	品川区東品川三丁目地内	市街化調整区域	市街化区域	約 0.2ha
4	江戸川区小松川一丁目地内	市街化区域	市街化調整区域	約 0.0ha
5	江戸川区小松川一丁目地内	市街化調整区域	市街化区域	約 0.1ha
6	江戸川区小松川一丁目地内	市街化区域	市街化調整区域	約 0.0ha
7	江戸川区小松川一丁目地内	市街化調整区域	市街化区域	約 0.5ha
8	江戸川区臨海町六丁目地内及び地先	市街化区域	市街化調整区域	約 25.8ha